

日 時：平成 30 年 11 月 29 日（木） 9：30～12：03

場 所：農林水産省 4 階 第 2 特別会議室

水産政策審議会資源管理分科会

第 9 1 回議事録

水産政策審議会第91回資源管理分科会

1 開 会

日 時：平成30年11月29日（木）9:30～12:03

場 所：農林水産省4階 第2特別会議室

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委 員 大森 敏弘 亀谷 寿朗 嘉山 定晃 田中 栄次 東村 玲子
柳内 克之 山川 卓 山本 勇

特別委員 井本 慶子 小杉 和美 近藤 直美 津田 幸喜 長元 信男
船本 源司 三國 優 柳川 延之 山内 愛子 若狭 信行

3 水産庁側出席者

神谷資源管理部長 保科増殖推進部長 太田資源管理部審議官 藤田企画課長 中管理課長
廣野漁業調整課長 黒川国際課長 高瀬漁場資源課長 黒萩栽培養殖課長
岩本資源管理推進室長 藤井増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	
	【諮問事項】	
	諮問第 304 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第七項の規定に 基づく基本計画の検討等について	1
	諮問第 305 号 漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について ・ ・ ・ ・ ・	14
	【審議事項】	
	(1) 平成 30 年漁獲可能量留保枠の配分（案）について	16
	(2) 資源管理指針の一部改正について	16
	【報告事項】	
	(1) 漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容について	17
	(2) 指定漁業の許可及び起業の認可の状況について	32
	(3) 漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について	33
	(4) 太平洋くろまぐろの資源管理について	34
	(5) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第 1 の別に定める「くろまぐ ろ」第 3 の 2 の (2) に基づく小型魚から大型魚への振替について	35
	【その他】	
3	閉 会	

○管理課長 皆さん、おはようございます。ちょうど時間になりましたので、ただいまから第 91 回資源管理分科会を開催させていただきます。私は本日の事務局を務めます管理課長の中です。よろしくお願いいたします。

本日の会場は、委員の皆様の前にマイクが設置されておりませんので、御発言の際には挙手いただいて、部会長の御指名をいただいてから、我々の方からマイクをお持ちしますので、御発言いただくようよろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について報告させていただきます。水産政策審議会令第 8 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定により、分科会の定足数は過半数とされており、本日は、資源管理分科会委員 9 名中、現時点で 7 名の方に御出席いただいており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は 16 名中 10 名の方に御出席いただいております。

本日の資源管理分科会においては、紙の机上配付は最小限とし、ノートパソコンにて資料を御覧いただく形にしております。画面情報の資料番号のタブ、左側のページ番号のしおりがございますので、説明にあわせて御覧いただきますようお願いいたします。うまく動かない等がございましたら、事務局員が後ろに控えてございますので、お声をかけていただければというふうに思います。なお、壇上のスクリーン、こちらの方でございますが、にも資料の投影を行いますので、適宜、御覧いただければというふうに思います。

では、次に机上配付資料の確認をさせていただきます。タブレットの使い方等の紙がございますが、その下の方に議事次第がございますでしょうか。すみません、議事次第はございません。資料一覧もないようでございますので、席上の参考配付としてのタブレットの資料がございます。あと、参考資料として資料の切りかえとナスのジャンプの方法について、これもタブレットの使い方ということで置かせていただいております。あと、紙として置かれているのは、資料 3 と資料 7 のみでございます。これは差しかえがあったものでございまして、急遽、これを机の上に置かせていただいております。漏れ等がございましたら、事務局の方にお声がけいただければと思います。

それでは、報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、念のために申し上げます。もし入っていらっしゃる場合にはご退席願います。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、ご多用のところ、ご参集くださりましてまことにありがとうございます。では、座って議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、諮問事項が 2 件、それから、審議事項が 2 件、報告事項が 5 件でございます。本日、審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第 10 条第 1 項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、諮問第 304 号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等についてですが、御検討いただく内容は 2019 年漁期のまあじ、

まいわしのTAC設定及び配分と、あかがれいなどのTAEの設定及び配分についてということです。内容が多岐にわたっており、一つ一つ審議を進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、2019年漁期のまあじのTAC設定及び配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 水産庁管理課資源管理推進室長の岩本でございます。

資料2-1を御覧ください。本資料の別紙としまして、基本計画の変更案を新旧対照表で示してございます。まず、諮問文を朗読させていただきます。

30水管第1877号

平成30年11月29日

水産政策審議会

会長 山川 卓 殿

農林水産大臣 吉川貴盛

海洋資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく
基本計画の検討等について（諮問第304号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成29年11月29日公表）に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

2019年漁期のまあじのTAC案及び配分案の説明に移らせていただきます。まず、資源評価結果につきまして、漁場資源課から説明をお願いします。

○漁場資源課長 漁場資源課長の高瀬です。よろしくお願いいたします。

資料2のPDFの67ページを開けていただけますでしょうか。すみません、ずっと下の方になります。右肩に資料2-4と書かれているページになります。よろしいですか。プルダウンしていただくか、67と入れていただいて、あじの写真が出ておりますけれども、よろしいでしょうか。出ましたでしょうか。すみません、ページが多過ぎるのも問題の一つかと、次回からは少し分けて見やすい資料にしたいと思います。

それでは、説明を始めさせていただきます。まず、まあじ太平洋系群の平成30年度の資源評価結果でございます。このページを一つめくるといいますか、また、プルダウンしていただきまして、生物学的特性という図を見ていただきたいと思います。これは既にご承知のこととは思いますが、まあじ太平洋系群の生物特性についての説明でございます。寿命は5歳前後でありまして、成熟開始年齢は1歳、2歳で100%成熟するということです。産卵期は冬から初夏にかけてで、産卵場は東シナ海を主産卵場とする群と、九州～本州中部沿岸で産卵するものの地先群とがあります。

次のページをめくっていただきまして、漁獲の動向ですが、90年代から徐々に漁獲量というのは減少しております。2017年は2万4,000トンであります。内訳を少しご説明しますと、太平洋の南で3万1,000トンから1万3,000トン、4割程度、1990年代に比べると減少、太平洋の中区では3割程度、太平洋北では5割程度という顕著な減少が見られます。本件については外国漁船による漁獲はありません。

それから、次のページ、資源の動向を見ていただきますと、資源量は1982年から90年代初めにかけて増加して、90年には高い水準になっておりましたが、1996年を頂点として減少して2017年は4万3,000トンであります。資源の動向としては、最近5年間の資源量の推移から減少傾向と判断しております。漁獲割合は33%から54%の間で推移しております。

次に資源の動向ですが、親魚量、これも1984年から増加して、1992年には過去最高の6万4,000トン記録しておりますが、最近では減少しております。2017年は2万4,000トンあります。回復措置をとる閾値であるBlimitとしては、少ない親魚量から加入量の多い年級が発生した1986年の親魚量である2万4,000トンを設定しております。2017年の親魚量は、Blimitをわずかに上回っております。資源水準としては中位水準と判断しております。再生産成功率も1990年前後には非常に高い値を示しておりましたが、2013年以降は低い水準になっております。

次のページは今、お話ししたことの取りまとめですので飛ばしまして、ABC表を見ていただきますと、親魚量がBlimitをわずかに上回っているという状況ですので、最大のABCを得られる漁獲シナリオとして、親魚量の増大というシナリオを示しております。ABC-limitとしては、このシナリオですと7,100トンということになります。

続きまして、まあじ対馬暖流系群についてご説明します。これも最初に生物学的特性について記述しておりますが、寿命としては5歳前後、成熟開始年齢は1歳で、2歳で100%成熟します。産卵期は1月から6月ですが、南ほど早く、北ほど遅いという傾向がありまして、産卵場としては、ここにピンクで示してあるような海域になります。

次に、漁獲の動向を見ていただきますと、1980年に4万1,000トン程度だったものが1980年から90年に増加しまして、1993年から98年には20万トンを超えておりましたが、2002年にまた15万9,000トンまで減少し、その後、増減を繰り返しながら、ほぼ横ばいという状況、2017年には11万8,000トンということでした。韓国、中国も漁獲しております。

韓国は毎年、数万トン程度、漁獲しております。2017年のあじ類の漁獲量は2万1,000トンということですが、ほとんど、これはまあじというふうに推定されております。中国も2009年以降、2万トンから4万トンを漁獲しておりますが、最新年の情報は得られておりませんので、今回の資源評価では考慮しておりません。

次に資源の動向ですが、資源量は1977年、13万トンに減少していたものが93年から98年には50万トン程度の高い水準となっております。また、2001年に28万トンまで減少しましたが、また、増加して2017年には47万トンとなっております。漁獲割合は最近では30%前後であります。資源の動向は、最近5年の資源量の推移から増加傾向と判断しております。

次に資源の動向ですが、親魚量も2005年以降、減少傾向を示しておりましたが、2015年以降は増加に転じまして、2017年には30万トンと過去最大となりました。Blimitとしては、2000年以降で高い加入がありました最初の親魚量である15万トンを設定しております。2017年の親魚量は、このBlimitを上回っておりますので、中位水準と判断しております。再生産成功率は2000年以降、低い水準で推移しております。

次のページ、2019年のABC表ですけれども、親魚量がBlimitを上回っているということで、最大のABCが得られる漁獲シナリオは親魚量の維持としております。このシナリオにおけるABC-limitは23万1,000トンとなります。

以上、まあじの説明を終わります。

○資源管理推進室長 引き続きまして、私の方から説明をします。2019年漁期のまあじのTAC案と配分案の説明に入る前に、まず、2019年漁期の全体的なTACの設定について、御理解をいただきたいと考えておまして、資料64ページの資料2-2の2019年漁獲可能量(TAC)設定のポイントについてご説明します。

TACの設定に当たりましては、資源管理法の規定に則りまして基本計画に定める理念、方法等に基づくとともに以下、1、2、3に掲げているようなことによりまして行っております。まず、1のTACの設定につきましては、原則としてTACをABC以下とするということでございます。また、2の主たる生息水域が外国水域にある資源につきましては、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量としまして、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定する。3のTACの設定時期につきましては、魚種ごとに書いてございますけれども、管理期間に合わせて時期を設定してございますので、これを目安とするということでございます。

また、次のページの65ページから66ページの資料2-3でございます。今回、諮問させていただきますまあじとまいわしのTACの配分を反映した表となっております。これから個別に説明させていただきますので、こちらの方の説明は割愛させていただきたいと思います。

それでは、まあじTAC案の説明に移りたいと思います。また、資料は95ページの資料2-5になります。

それでは、資料の下の資源評価結果を御覧ください。系群ごとに評価期間から地域管理

方針に合致すると判断された漁獲シナリオと、これに基づき算定されましたABCが記載されてございます。これらの中で、黄色ハイライトで示しました数値、すなわち、太平洋系群につきましては親魚量の増大シナリオで算定されたABCのlimit、対馬暖流系群につきましては親魚量の維持シナリオで算定されましたABCのlimitを採用いたしました。

同じところの上の段の右上の2019年TAC設定の考え方、備考欄のところの説明に移らせていただきます。ABC採用の考え方は、既に説明したとおりでございますけれども、これに加えて対馬暖流系群につきましては、EEZにまたがって生息しているため、過去の実績に基づき日本EEZ内を算出しております。詳細につきましては、この後、説明しますまいわしのところでも述べますが、今回、水産庁といたしましては、生物学的に二つの資源グループが存在しているのであれば、それぞれのグループで持続的な利用を目指していくことが管理としてはより望ましい形でありまして、漁業にとっても有益であるとの考えのもと、系群別管理をすることといたしました。

また、一方でまあじにつきましては、資源評価が太平洋系群と対馬暖流系群で行われてはおりますが、主な産卵場でございます東シナ海で生まれた魚が太平洋、また、日本海へそれぞれ流入するプロセスの把握に向けた調査が行われているという状況でございます。その結果も踏まえて資源評価単位の再検討が行われる予定でございます。そういうことから、両系群のABCの合計値であります21万3,100トンとさせていただきます。また、10月26日に東京において開催されました公開の意見交換会において、上記の考え方をお示ししましたところ、資源評価に対してはいくつか意見が出たものの、TACに対する異論はなかったということでございます。

続きまして、次のページの配分の考え方につきまして説明させていただきます。ここで資料の訂正をお願いしたいと思いますが、3番目に書いております1,400トンというところは、1,500トンと御理解いただければと思います。

まず、2のところですが、TACの2割を留保としまして、当初配分は8割とする考え方をお示ししてございます。また、TACの配分シェアの見直しにつきましては、84回の水産政策審議会資源管理分科会の資料5にございますけれども、過去3年の平成26年から平成28年の漁獲実績に基づき、大中型まき網漁業及び都道府県への配分を行うということでございます。

また、4でございますけれども、来遊状況に応じて不足が生じた場合には留保から配分する。ただし、再評価前に全ての留保枠を放出するのではなくて、少なくとも留保枠の2割程度は残すということでございます。また、資源量が少ない系群、まあじの場合、太平洋系群につきましては、漁獲している都道府県の再配分量の総計が留保に占める当該系群相当量、先ほどこの数量は1,500トンと言いましたけれども、1,500トン以内とする。この場合においても、再評価前は少なくとも2割程度を残す。こういった配分の考え方をもとに次のページをお願いしたいと思いますけれども、大臣管理分、知事管理分の数量を示してございます。本件につきましては、昨日までを期限としましてパブリックコメントを

募集してございます。その結果を受けまして、内容に大きな変更があった場合には、資源管理分科会に再度、諮問することとしたいと考えてございます。

説明の方は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、御意見、ご質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

特に御意見等がないようでしたら、2019年漁期のまあじのTAC設定及び配分については原案のとおり、承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、2019年漁期のまいわしのTAC設定及び配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○資源管理推進室長 2019年漁期のまいわしのTAC案及びその配分案の説明に入ります前に、資源評価結果につきまして漁場資源課の方から説明をお願いしたいと思います。

○漁場資源課長 それでは、資料を少し上の方に戻っていただきまして、ページ番号で81ページからになります。よろしいでしょうか。それでは、平成30年度のまいわし太平洋系群の資源評価結果ですが、1ページ下がっていただきまして生物学的特性ですが、まいわしは、資源が高水準期にあるときと低水準期にあるときとで生物学的特性が若干異なってまいりまして、低水準期、今のような状況の場合の生物学的特性をご説明しますと、分布の海域は左の図のような常磐から三陸南部くらいまでに分布というのは縮小しております。寿命としては7歳程度で、成熟開始年齢は最近2016年以降は1歳で20%程度、2歳で100%が成熟しております。産卵期は11月から6月ぐらいにかけてでありまして、産卵場は四国沖から関東の近海になっております。

次のページですが、漁獲の動向ですが、1983年から89年にかけて250万トンを超える極めて高い水準で推移しております。90年以降減少し、2002年から2010年にかけて10万トンを下回る低い水準で推移しておりますが、2011年以降は増加に転じまして、2017年には45万2,000トンということになっております。

次のページ、資源の動向ですが、資源量も1980年代には1,000万トン以上の高い水準で推移しております。90年代に入って減少しておりまして、2002年以降、10万トン前後の低い水準でしたが、2014年には100万トン、2017年には320万トンと増加しております。資源動向は、最近5年間の資源量と親魚量の推移から増加傾向と判断しました。漁獲割合は近年では15%前後と低い水準になっております。

次のページの親魚量、それから、再生産成功率の図ですが、親魚量は2002年以降、低い水準で推移していましたが、2011年以降増加しまして、2017年には215万トンと推定されております。Blimitとしては、良好な加入量が期待できる親魚量の下限值として1996年の親魚量22万1,000トンを設定しております。2017年の親魚量は、この22万1,000トンを上

回っておりますので、資源水準は中位と判断しております。再生産成功率は99年以降、非常に低い値を示しておりましたが、近年は比較的高い傾向にあります。

次のページの2019年ABC表を御覧いただきますと、親魚量はBlimitを上回っておりますので、最大のABCが得られる漁獲シナリオは親魚量の維持としております。このシナリオにおいては、ABC-limitは117万5,000トンとなります。

次に、まいわし対馬暖流系群の評価結果をご説明します。生物学的特性の図を見ていただきますと、これも資源の高水準期と低水準期で資源の分布などが大きく異なりますが、寿命としては7歳程度でありまして、成熟開始年齢は2016年以降では1歳で25%、2歳で100%成熟しております。資源水準によって産卵期、産卵場も大きく変化しまして、産卵期は1月から6月ですが、今のような水準の場合、産卵場は五島以北の沿岸域で産卵するというような状況になっております。高水準期に成長が早くなり、低水準期には遅くなるというようなことが指摘されております。

次のページの漁獲の動向ですが、91年まで100トン以上の漁獲がありましたが、その後、急減しまして2014年に9,000トンとなっております。2015年に再び増加し始めまして、6万9,000トンとなっております。2017年には5万4,000トンの漁獲がありました。中国や韓国もまいわしを漁獲しておりますが、本系群を対象としたものかどうかというのは不明でありまして、資源評価の計算には含めておりません。

次に資源の動向ですが、資源量は1988年に1,000万トンに達したものが95年には100万トンを下回って急減しておりまして、2014年以降、また、増加し始めたんですが、2014年、17年ごろにまた特に増加する傾向が見られております。2017年には42.4万トンの資源量が推定されております。資源動向としては、最近5年間の資源量の推移から増加傾向というふうに判断しております。漁獲割合は最近では13%程度となっております。

親魚量の動向ですが、親魚量は2004年以降から増加傾向を示した後、2017年以降、横ばいということで、2017年には19万7,000トンの親魚量となっております。Blimitとしては、過去に良好な加入につながった71年の親魚量、図が非常に見にくくて申しわけありません、左の方の図の71年のところの数字は親魚量が9万9,000トンだったんですが、これをBlimitとして10万トンを設定しております。2017年の親魚量はこのBlimitを上回っておりまして、中位水準と判断しております。再生産成功率は最近、変動しながら横ばいで推移しております。

次の次のページのABC表ですが、親魚量はBlimitを上回っておりますので、最大のABCが得られる漁獲シナリオとして親魚量の維持としております。このシナリオにおきましては、ABC-limitは18万6,000トンということになります。

評価結果の説明は以上です。

○資源管理推進室長 続きましてTACの説明に移ります。資料は98ページの2-6になります。

まず、98ページの下段になります資源評価結果のところを御覧いただきたいと思います。

系群ごとに評価期間から中期的管理方針に合致すると判断された漁獲シナリオに基づき算定されたABCが記載されてございます。これらの中で黄色ハイライトで示しました数値、すなわち、太平洋系群につきましては親魚量の維持シナリオで算定されたABCのlimit、対馬暖流系群につきましては親魚量の増大シナリオで算定されましたABCのlimitを採用いたしました。

同じページにあります右上の表の備考のところにあります2019年TAC設定の考え方というところに移ります。ABC採用の考え方は説明したとおりでございます。今回、系群別にABCと等量をTACといたしました。系群ごとにTACを設定することとした理由について説明させていただきたいと思っております。

これまでまいわしにつきましては、二つの系群の分布が重なる海域が存在することを主な理由としまして、両系群のABCの合計の範囲内でTACを設定してまいりました。しかしながら、生物学的に二つの資源グループが存在しているのであれば、それぞれのグループで持続的な利用を目指していくということが、ある種の管理としてはより望ましい形であり、漁業にとっても有益であるというふうに考えてございます。両系群で変動のパターンが異なっていることから、系群別管理を導入する意義は、大きいと考えてございます。

この二つの系群でございますけれども、完全に独立して存在しているものではなく、資源評価においても交流というものは認識されてございます。その上で、資源評価では海区で区分することで、この事象に対応してございます。例えば対馬暖流系群の資源評価であれば、日本海北区、日本海西区、東シナ海海区の漁獲量を用いまして、対馬暖流系群の資源を評価してございます。太平洋側の海区との境界付近では、太平洋系群のまいわしも生息しておりますが、その群れも含めまして対馬暖流系群として評価していることとなります。この考え方をTAC査定に適用することで、系群管理としなかった理由である両系群の交流にも対応することといたしました。

また、10月26日に東京で開催されました公開の意見交換会におきまして、この考え方をお示ししましたところ、両系群の交流につきまして、交流を理由として時期尚早であるとの意見をいただきましたが、我々としましては生物学的に二つの資源グループが存在するのであれば、それぞれのグループで持続的な理由を目指していくことが、管理として望ましいと考えてございまして、これが漁業にとっても有益であると考えてございます。

続きまして、配分の考え方について次のページの資料でご説明させていただきます。99ページを御覧ください。配分の考え方でございますけれども、2のところでございます。TACの2割を留保としまして当初配分を8割とします。ABCの配分シェアの見直しにつきましては、第84回水産政策審議会資源管理分科会の資料5に従いまして、過去3カ年の漁獲実績に基づきまして、大中型まき網漁業及び都道府県へ配分することとなります。また、4のところでございますけれども、来遊状況に応じ、不足が生じた場合には、留保から配分する。ただし、再評価前に全ての留保枠を配分することはしない、少なくとも留保の2割程度は残すということで、配分の方を検討させていただきたいと考えてございます。

この考え方にに基づきまして配分された大臣管理分、また、知事管理分の数量を示したものが次の100ページの表になります。本件につきましても、昨日までパブリックコメントを募集してございました。その結果を受けまして、また、内容に大きな変更がございました場合には、こちらの分科会の方に再度、諮問させていただくことと考えてございます。

説明の方は以上となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問、御意見等をよろしくお願いいたします。柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。まず、資料の一覧だけでも今後はペーパーで出してもらえると、このタブレットを操作する際に一つ目安になるとと思いますので、次回以降、御検討いただきたいと思います。すみません、いよいよ、私にとっても画面が小さいかなと苦労しているところでございます。

○資源管理推進室長 検討したいと思います。

○柳内委員 今、ご説明いただきましたまいわしの件でございます。まいわしの中でも特に対馬暖流系群は、毎年の漁獲量が大きく変動する魚種でもございます。平成30年度の資源評価報告書の中におきましても、漁獲量の増減は資源量や漁獲努力量だけでなく、漁場への来遊状況の影響を受けると記載されております。そういった変動が大きいという部分は研究者、漁業者ともに同じく感じている魚種ではないかと思えます。

こういった急に大きく変動する魚種において、これまでより細分化した系統群別管理を行うことに漁業者は不安を感じているのが実情でございます。そういった不安を和らげるためにも、系群別管理を導入する際には資源評価の確度の向上や迅速なTACの期中改定見直し、そして、留保枠の配分等の柔軟な運用が必要ではないかと考えております。特に留保枠の配分につきましては、留保の配分をするタイミングの問題が重要でございます。留保枠の配分が手続の問題でおくれたりしますと漁期を逃してしまい、結果としてせっかく枠をいただいてもTACを未消化にしてしまうということも懸念されます。そういった漁業に無用の混乱を生じさせるようにならずに、資源を有効利用できるためにも、漁場形成や漁獲状況を見ながら、弾力的に留保枠を配分できる仕組みの構築を改めてお願い申し上げます。

また、資源評価におきましても、まいわしは大きく変動するものですから、直近実績のデータをも越えてくるような資源の来遊もあるところですので、そういったまいわし特有の資源増加というところを踏まえた資源の再評価、TACの期中改定見直し等の対応も引き続きよろしくお願いいたします。

以上です。

○山川分科会長 来遊状況等に迅速に対応した留保枠の迅速な配分等という御意見ですがけれども、何か水産庁の方からございますでしょうか。

○資源管理推進室長 御意見をありがとうございます。

来遊状況の適切な対応ということで、これまでもこの資源管理分科会の方で留保についてはご議論いただいているところでございます。留保からの配分ということで、これまでやってございますけれども、漁業者の方々にはまだまだ不安であり、操業の自由度のさらなる確保という点で改善すべきところはしていく、留保の配分がよりよいものになるよう我々もまた皆さんとも意見交換しながら考えていきたいと考えてございます。

○山川分科会長 では、神谷部長。

○資源管理部長 ありがとうございます。

おっしゃられるように、結論としては留保枠をタイムリーに配分できるようにやっていきたいと思っております。大事なものはTACは守らないといけないと、でも、使い残すとか、そういうことのないように、運用面で気をつけるということに対応していきたいと思っております。

○山川分科会長 柳内委員。

○柳内委員 補足ですみません、留保枠の放出をタイムリーにするためにも、水政審にかけずに留保枠を放出できるという可能性というんでしょうか、そういったことも今後、議論を進めていただければありがたいのかなと感じておりますので、御検討をお願いいたします。

○山川分科会長 それについては、御意見として承ったということにさせていただきたいと思えます。

井本委員。

○井本委員 柳内委員に重複するところもございますけれども、まいわしの系群別TACについては、我々まき網生産者だけでなく、私たちが所属します境港の方では、まき網の漁獲というのが大部分を占めておりますので、生産者だけではなくて陸上の方も混乱を来すのではないかとということに危惧しております。対馬系群については、平成25年にも2万3,000トンという大量の漁獲がございまして、また、日本海のまいわしの漁獲については、1月ぐらいから始まりまして2月から4月に漁獲が集中するというようなこともございますので、特に日本海にとっては留保枠の放出時期というのが重要になってまいります。このような場合を想定して、先ほど柳内委員の方からも発言がございましたけれども、留保枠の再配分が迅速に行えるような仕組みをつくっていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまの御意見も柳内委員の御意見と共通する内容かと思えます。

では、他にございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 田中でございます。今、柳内委員が発言された中で、学術的に改良した方がいいかなと思われる点が1点ございまして、今現在はミキシングがあると系群間の混合があるというのがわかっていながら、線引きしてミキシングがないという前提で計算しているわけです。一方、よく見るとわかると思うんですが、太平洋と日本海の資源は多分、1

桁オーダーが違っている状態、ですから、ちょっと太平洋から移入するだけで日本海の資源は倍増する可能性があるわけです。

これは大西洋の大分離れたところですが、くろまぐろでも西と東で大きく違っていて、移入の程度によって西の方はほんのちょっとしかいないんですけども、昔の標識放流だと今は使っているんですけども、それ自体が今、問題になっているわけです。ですから、今後、最新の知見に基づいて資源評価をするということになる場合には、その点をよく新しいモデルなり、データなりをつぎ込んで計算していく必要があるんじゃないかというふうに思います。これを出している研究所の方に、改良をお願いするということになるんじゃないかと思えますけれども、以上、コメントです。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

御意見として承ったということによろしいでしょうか。

○漁場資源課長 一言、私も同様の認識といたしますか、かつてICCATの担当をしております、大西洋くろまぐろとそっくりだなと私もまさに思っていたところでして、ミキシングがどの程度あるのかとか、そういう解明も進めなければいけないと思えますし、そういう場合の資源評価の手法、そのやり方の工夫だとか、新しい手法の開発などにも取り組んでいかなければならないと思っておりますので、今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 では、他に御意見等はございますでしょうか。

では、特になければ、2019年漁期のまいわしのTAC設定及び配分については原案どおり、承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

最後に、TAEの設定及び配分について、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 101ページの資料2-7でございます。漁獲努力可能量制度(TAE)についてご説明させていただきます。

TAEにつきましては、資源回復の計画的な取り組みの一環としまして、資源管理法に基づく漁獲努力量の総量管理制度ということで管理を行ってきたところでございます。基本計画におきまして、資源ごとに漁業種類、また、その期間、海域別にTAEの最高限度を設定するというところで、現在、進めてございます。

このTAEの設定の考え方でございますけれども、資源状況等を踏まえまして資源の回復を図ることが必要な魚種を対象としまして、資源管理指針により、減船、休漁、保護区の設定、こういった漁獲努力量削減措置が行われる場合に、その効果の阻害となる漁獲努力量の増加を抑制させるために行うこととしてございます。広域的に資源回復の取り組みが行われてございます、2の(2)のところにある8魚種を対象にTAEの設定をさせていただきます。TAEにつきましては、操業隻数と操業日数の積であります操業隻日数で管理するこ

ととしてございまして、この8魚種につきまして、引き続き前年と同様の内容のTAEを設定していきたいと考えてございますので、今回、お諮りしたところでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。

特にございませんでしたら、TAEの設定及び配分については原案どおり、承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問第304号に関しましては、これで全てご議論いただいたところですがけれども、特段の追加の御意見等がありますでしょうか。ないようであれば、本件は原案どおり承認したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

また、本件については現在、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているとの事務局からの説明ですので、内容に大きな変更があった場合は委員の御意見を再度聞いていただき、事務手続上の部分的な修正だとか、文言の訂正等については、私にご一任いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では。異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、次に諮問第305号、漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 305号の前に第90回の資源管理分科会の方でご説明させていただきましたが、ずわいがにのTACの期中改定につきまして報告をさせていただきますと思います。

○山川分科会長 よろしく願いします。

○資源管理推進室長 前回の90回の分科会に諮問させていただきました平成30年漁期のずわいがに日本海系群A海域の期中改定、引き下げにつきまして9月25日から10月25日までパブリックコメントの方を実施させていただきました結果を報告させていただきますと思います。

主なものとしましては、改定のタイミングを指摘する意見をいただいております。今回のずわいがにTACにつきましては、ABCの再評価結果が9月4日、5日に開催されました日本海ブロック資源評価会議で公表されたことを受けて行ったものであるということと、5月、6月に行われておりますトロール調査の解析結果を利用してABCの算定を行うということでございますので、結果公表につきましては、こういった時期となってしまいました。情報提供のタイミングにつきましては、資源評価スケジュールとのバランスを考慮しながら、前広に情報提供が行えるように検討するということを回答させていただいてござ

います。

また、TACの引き下げにつきましては、漁業者の皆さんだけではなく、地域にも打撃を与えるという御意見もいただいております。このことにつきましては、資源が当初予想されていたものよりも悪いことが最新のデータを用いた資源評価結果として示されまして、さらに2019年以降の加入が減少するという予測もあった中で、ずわいがに資源の持続的な利用をより確かなものとするためにTACの見直しを行ったこと、また、資源が悪化すると漁獲量はさらに削減せざるを得なくなりまして、このリスクを可能な限り抑えていくことが中長期的には漁業のみならず、地域の振興にも大切であると考えているということをお返答させていただいております。

公表いたしました当該期中改定に伴う基本計画の変更案につきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第4項の規定に基づきまして、第90回の資源管理分科会に諮問し、パブリックコメントを実施した上で、内容に大きな変更を加える必要がなければ、諮問のとおり、変更することが適当である旨の答申を審議会からいただきましたので、当該変更案のとおり、定めることといたしました。

報告は以上でございます。

○山川分科会長 ただいまのご説明に関しまして、何か御意見等はございますでしょうか。船本委員。

○船本委員 ありがとうございます。船本です。

今、パブコメの御意見を伺ったんですけれども、今の御意見だと資源評価から日程的にタイトな状況で、9月の発表であったということのご説明で、努力したいということであったと思うんですけれども、漁業者からしてみれば、できれば漁期開始に合わせて逆算して資源調査をしてもらいたいというふうに思います、第一義的に。そこの兼ね合いも含めてやってもらわんと困ると、地域も含めて、ということですので、ぜひ、ご考慮の上、していただけたらというふうに思いました。

以上です。

○山川分科会長 では、御意見をいただいたということによろしいでしょうか。

東村委員。

○東村委員 東村でございます。

A海域のずわいがにに関しては、かねてより2020年には激減するという資源の評価が出ていたかと思うんですが、今、新聞等でも大きく報道されたとおり、3年後に半減するという悪い方のニュースばかりなんですけど、その後、資源の評価結果は、資源の専門ではないので間違っているかもしれませんが、横ばいぐらいで何とか持ち直すような可能性というのは現状、考えられるのか、もしくは先過ぎて、そこまではまだ無理ですよという感じなのか、教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○山川分科会長 これは高瀬漁場資源課長でしょうか。

○漁場資源課長 ご質問の趣旨は、要は資源評価の不確実性みたいなものがあって、今の

評価というのが悪過ぎるんじゃないかということですか。

○東村委員 3年よりさらに先のことまで、今、読める状況なのか、もし、それが我慢したらふえるというのなら漁業者の方や、さっきお話のあった観光業の方なんかも一時的なものと捉えられるかもしれませんが、本当に4年後、5年後になると、資源評価の手法というか、精度としてはまだ何かはっきりしたことは言えないような状況なんですかということですか。恐れ入ります。

○漁場資源課長 調査の限界というのもありまして、3年後より以降についての予測を今、やるというのは難しいんです。

○東村委員 大体3年後ぐらいまでだったら、まあまあというのは変な言い方ですけども、確実性の高い資源評価が行えているという理解でよろしいでしょうか。

○漁場資源課長 はい。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、他にございますでしょうか。

では、ずわいがにのTACの改定につきましては原案どおり、させていただいたということでもよろしくお願いたします。

それでは、小型捕鯨業の公示の方につきまして、よろしくお願いたします。

○捕鯨室長 水産庁国際課捕鯨室長の高屋でございます。よろしくお願いたします。

電子版の方の資料なんですけれども、ページの方に乱れがございまして、お手元の方に心配りしました資料3に沿ってご説明させていただきます。ものは同じなんですけれども、ページに乱れがございまして。

まず、資料3、諮問文を読み上げさせていただきます。

30水管第1888号

平成30年11月29日

水産政策審議会

会 長 山 川 卓 殿

農林水産大臣 吉川貴盛

漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について（諮問第305号）

小型捕鯨業につき、別紙の公示案により、許可または起業の認可をする船舶の総トン数別の隻数及び許可または起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成31年4月1日から平成33年3月31日までと定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条第3項及び第60条第3項の規定に基づき、貴審議会の意

見を求める。

それでは、公示案の内容について説明させていただきます。お手元の資料の2ページ目、3ページ目に公示の趣旨及び内容につきまして、4ページ目の小型捕鯨業の許可等の内容の公示についてを御覧いただきたいというふうに思っております。

小型捕鯨業の許可の有効期限は、平成31年3月31日に満了することとなっております。引き続き許可を継続する必要がございますので、公示案を定めてございます。1の許可または起業の認可をすべき船舶の総トン数別隻数は9隻となっております。前回、これは平成29年4月1日から平成31年3月31日までと同じ隻数としております。また、2の許可または起業の認可を申請すべき期間でございますが、3カ月の申請期間を設けたいと考えております。

備考の1でございますが、この許可に係る有効期間は前回と同様に平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間と定めたいと考えております。これは2年に一度、開催されるIWC総会での捕獲枠に関する議論の結果を迅速に反映するため、その開催間隔に合わせる趣旨でございます。

以上が諮問内容でございます。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、御質問、御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

それでは、特にないようでございますので、諮問第305号については原案どおり、承認していただいたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

諮問事項についての審議は以上です。

それでは、諮問第305号につきまして、確認のために答弁書を読み上げさせていただきます。

答申書

30水審第42号

平成30年11月29日

農林水産大臣 吉川 貴盛 殿

水産政策審議会

会 長 山川 卓

平成30年11月29日に開催された水産政策審議会第91回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第305号 漁業法第58条第1項の規定に基づく小型捕鯨業の公示について

それでは、答弁書を神谷資源管理部長にお渡しいたします。

では、続きまして審議事項に入ります。審議事項は2件あります。

まず、一つ目の平成30年度漁獲可能量留保枠の配分についてですが、審議いただく内容は、まいわしの漁獲可能量留保枠の配分についてです。事務局から資料の説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料4-1平成30年漁獲可能量留保枠の配分、まいわしについてでございます。まいわしの留保の配分につきましては、前回の90回の資源管理分科会におきましても、漁期の第3・四半期を終えた段階となって、漁期末を見据えた対応としましてご審議いただいたところでございます。備考のところ第91回と書いてございますが、ここは90回となります。その上の配分量算出の考え方の※印の第91回ということも90回と修正させていただきたいと思っております。

90回の資源管理分科会において、留保枠配分において千葉県が当時、採捕状況に基づき配分を希望しないというふうな回答でございましたが、その後、採捕状況の更新を受けまして、当初配分の81%に達したということで、配分の希望があったというものでございます。今回、その配分量7,700トン留保から配分するというので、お諮りしたいと考えてございます。

事務局からは以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。

では、特にならなければ、原案のとおり、決定するというのでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、二つ目の資源管理指針の一部改正についての審議に入ります。まず、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資源管理指針の一部改正についてご説明いたします。資料5になります。分量の方が多くなってございますが、改正の概要につきまして1ページ目をご説明させていただきたいと思っております。

まず、資源及び漁獲の状況等の更新についてでございますが、平成30年の資源評価の結果等の公表に伴いまして、資源評価の記載内容や図等を更新してございます。また、2点目でございますが、くろまぐろの強度資源管理に取り組む漁業種類等の整理について、強度資源管理に取り組む漁業種類ということで、遠洋かつお一本釣り漁業、近海かつお一本釣り漁業、遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業を追加してございます。内容につきましては、くろまぐろの強度資源管理の取り組み内容を、30キロ以上の大型魚と30キロ未満の小型魚を含めた漁獲量上限のということで改定してございます。また、その他でございますけれども、記載内容全般を最新の情報に更新するとともに、字句、文言等の整理を行ったということでございます。

説明の方は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、御意見、ご質問等がありましたらよろしく願います。

特に御意見がないようでしたら、資源管理指針の一部改正については原案のとおり、決定するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項に入ります。漁業法等の一部を改正する等の法律案の内容について、事務局からご説明をよろしく願います。

○企画課長 企画課長でございます。

それでは、これまで水産政策の改革についてということでご説明を申し上げました。今回、11月6日に国会の方の提出いたしました漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要につきまして、私の方からご説明を申し上げます。すみません、座って説明させていただきます。資料6-1をお開きください。ここで若干、漁業法の構造を理解していただいて、その後の条文についてお聞きいただければと思います。

まず、漁業法の一番最初に、これまで海洋法条約の批准に伴いまして、漁獲量を制限する措置として設けましたTAC法、これを漁業法に統合する形で一番最初に新たな資源管理システムの構築という形で持ってきます。その次に(2)になりますが、生産性の向上に資する漁業許可制度の見直しということで、これまで指定漁業を中心に許可体系がございましたけれども、この部分について位置づけをいたします。

その後、(3)、右上の方にいきまして、養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直しということで、漁業権に関する部分、あるいは今回設けます沿岸漁場管理に関する部分をここに位置づけいたします。さらに、その後に漁村の活性化と多面的機能の発揮ということで、多面的機能に関する部分を位置づけいたします。それと、この他に(5)でその他のところに書いてありますが、若干、構造的には前後いたしますけれども、海区漁業調整委員会の見直しに関する部分、あるいは密漁対策に関連して罰則を強化する部分と

ということで、今回、構造をお示ししております。あわせて水産業協同組合法の改正という形になっているということで、頭に若干入れていただいた上で、この後の説明を聞いていただければと思います。

まず、その下のページでございますけれども、趣旨等につきましてはこれまでご説明を申し上げておりますので、きょうは中身について中心にご説明させていただきたいと思っております。漁業法の一部改正ということで、まず、目的でございます。大幅に今までと違いますので、この点につきましては読ませていただきたいと思います。

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とするということで、目的を今回、全般的な見直しに合わせて漁業法の位置づけと申しますか、役割と申しますか、そういったものを端的にあらわす形で見直しをしております。さらに、国、都道府県の責務といたしまして、水産資源の保存及び管理を適切に行うということと、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずるということについて位置づけしてございます。

次に、第2としまして、ここからが漁獲可能量を中心とした管理に関する部分でございます。まず、一つ目といたしまして資源管理の基本原則でございます。(1)にございますように、水産資源の保存及び管理につきましては、漁獲可能量による管理を行うことを基本といたしまして、必要な場合には漁獲可能量以外の管理の手法によって管理を行うんだということを明らかにしてございます。漁獲可能量につきましては、最大持続生産量を実現することを目的として資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量をいうということで、漁獲可能量の考え方についても明らかにしてございます。

(2)の部分は、いわゆるこれまでも先ほども議論されましたように、どういう単位で管理していくかということで、管理区分(特定の水域及び漁業種類その他の事項によって構成される区分)ということで、大臣管理漁業ですとか、知事管理漁業、その中でいろいろ管理の単位をつくっていくということについて位置づけをしてございます。

(3)でございます。漁獲量の管理につきましては、そうやって定めました管理区分におきまして、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等ごとに割当てると。いわゆる個別割当てでございます。これによって管理するということが基本といたします。ただ、

(4)にございますように、漁獲割当てを行う準備というのが整っているものと整っていないものがありますので、整っていない場合には、これまでと同様、複数の漁業者の管理区分ごとにとっている上限をしっかりと管理するということが、漁獲量の総量を管理することにより行うということでございます。さらに(5)でございますが、漁獲量の総量による管理を行うことが適当でないと認められるときには、漁獲努力量によって管理すると

いうことでございます。

2でございます。水産資源の調査及び評価ということで、漁業法の中に農林水産大臣は海洋環境に関する情報、水産資源の生息または生息の状況に関する情報云々かんぬんということで、しっかり資源調査を行うんだということを明記してございます。その際には新しいといいますか、必要な情報をちゃんと効率的に集めるんだということについても、あわせて規定してございます。その結果に基づきまして、農林水産大臣が資源評価を行うということでございます。

次に、3の資源管理基本方針でございますが、今、申し上げましたような調査、その後の資源評価を踏まえまして、資源管理に関する基本方針を農林水産大臣が定めると。この際には、水産政策審議会の意見を聞くということになっております。この中で、(1)の②にございますように、資源管理の目標を定めるということになっております。一つはアでございますが、最大持続生産量を実現するために維持し、または回復させるべき目標となる値(目標管理基準値)、これを定めます。その次にイでございます。資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値ということで、限界管理基準値を定めるということでございます。③にございますように、特定水産資源ごとの大臣管理区分あるいは都道府県の配分の基準についても、ここの基本方針の中で定めるということになっております。

次に(2)でございますが、資源管理基本方針につきましては、くろまぐろのように国際的な機関で決まっている枠組みなり、考え方がある場合には、それを考慮するという事を明らかにしてございます。都道府県知事におきましては、この資源管理基本方針ののっとり、都道府県ごとの方針を定めるわけでございますけれども、その際には海区漁業調整委員会の意見を聞くということでございます。

その後、4でございますが、漁獲可能量による管理ということで、管理区分ですとか、管理の考え方というものが基本方針あるいは都道府県の方針に定められますので、その後は毎年の数量ということがここで定まってくるということになってございます。

5番の漁獲割当てによる漁獲量の管理ということでございますが、漁獲割当てによる漁獲量の管理につきましては、これまでも改革についてということでご説明いたしましたけれども、船舶等ごとに割当ての割合を設定するという形をとっております。(3)にございますように、管理年度ごとに漁獲割当ての設定を受けた者に対して、管理年度ごとの年次の割当て量を設定するという事で、計算式が書いてありますように、その割合と毎年の管理区分の漁獲可能量を掛け算すると、その方のその年にとっていい割当て量が計算されるという形になっております。

(4)でございます。漁獲割当て割合につきましては、漁業の許可と同じように船舶等とともに譲り渡す場合等であって、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができるということにしてございます。さらに年次漁獲割当て量に

つきましては、同じ割当ての設定を受けている者同士でとれぐあいというものが違ったり、残したりすると限られたTACは非常に消化できないということになりますので、そういった部分についての調整ができるように、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けた場合に限り、移転することができるということになっておりまして、若干、議論がございますけれども、いわゆるとってITQというんでしょうか、とっていい量の部分だけを自由に売買できるという、そういう形にはしてございません。

次に許可漁業の欄を御覧ください。第3のまず大臣許可漁業でございますけれども、これまでは政令で定めておりましたけれども、農林水産省令で定めるものについて大臣許可を受けることを必要とするという形にします。(2)のところにございますように漁業調整、括弧の中を読ませていただきますが、特定水産資源の再生産の阻害の防止もしくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理、または漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整ということで、こういう必要があるものについて漁業種類として農林水産省令で定めて、統一的な措置を講じていくということになるということでございます。

さらに(4)でございますが、従来どおり、公示いたしますけれども、いわゆる一斉更新制は廃止いたしまして、この後、ご説明いたしますけれども、5年間の許可の有効期間中に廃業したりする者がいます。そのときに枠が余っている状態があれば、随時、公示するという考え方になってございます。さらに(5)でございますが、その割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常、伴うと認められる大臣許可漁業につきましてということで、文章がわかりにくいかもしれませんが、一定の割合以上の大臣許可漁業についても個別割当ての対象で、ほとんど獲るものが決まったという場合には、船舶の数及び船舶の総トン数その他船舶の規模に関する制限措置を定めないという考え方を明らかにしたということでございます。

さらに(6)でございますが、指定漁業につきましては、今、VMSをつけるということで、前回の指定漁業の許可の一斉更新の処理法真に中で明らかにして、順次、作業を進めているところでございますけれども、その根拠条文となるものを今回、漁業法の中に位置づけをいたしましたということでございます。知事許可漁業につきましては、関連する部分について大臣許可漁業の部分を準用するという形をとってございます。

次に、第4の漁業権及び沿岸漁場管理ということで、海区漁場計画、これは従来と同様に漁場計画を定めていただきますけれども、括弧の②にございますように、漁業権に関する部分だけではなくて、今回、新しくやります保全沿岸漁場に関する事項についても、この中で設定していただくということになっております。

それで、(2)の②にございますように、海区漁場計画の作成の際に適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置等がおおむね等しいと認められる漁業権を設定するというところでございますし、③にございますように、漁場の活用の現況及び漁場計画の案について出された意見の検討の結果ということで、海区漁場計画を作成するときには利害関係者の意見を聞いて、その検討をするということになっております。その検討の

結果、団体漁業権として区画漁業権を設定することが適当というときには、団体漁業権として区画漁業権を設定するんだということでございます。

この団体漁業権というのは、いわゆる共同漁業権、あるいはこれまででいいますと、特定区画漁業権として漁協さんが管理者となって免許を受けているものでございます。いわゆる漁業さんが管理者となって免許を受けるものを団体漁業権と申し上げておきまして、団体漁業権として作成することが適当だというときには、そうやってつくってくださいということになってございます。

次に、作成の手順でございますけれども、先ほど申し上げましたように、（１）で都道府県知事におかれましては、関係者の意見を聞いて検討結果を加えまして、その結果と公表するといった作成手続のプロセスを明らかにしたということでございます。

次に、漁業権の免許ということで４番を御覧ください。漁業権につきましては、これまでご説明を申し上げましたように、三つの漁業権の種類と申しますか、これは変えません。定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権ということでございます。あと、（３）は従来と同じような位置づけになっておりますので、省略いたしますけれども、（４）でございます。今回の優先順位の見直しに関連いたしまして、若干、いろいろ誤解があるといけませんので、ここは読ませていただきますが、まず、①でございます。

漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権、要するに期間が満了するということに、おおむね等しいと認められる漁業権について、その漁業権を有する者から申請がある場合には、その者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合には、当該者に免許をするという考え方を明らかにしてございます。②でございますように、①に掲げる場合以外の場合、これは新しい漁場みたいなときに該当しますけれども、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大、並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に、免許をするという形になってございます。ですから、新しい漁場につきましては、各都道府県知事でよくよく地元の状況を踏まえて、免許をしていただくということだと思っております。

あと、この「適切かつ有効」につきましては、いろいろ議論がございまして、ここに書いておりますように、まず、考え方といたしましては、漁場の資源状況等に適合するように、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり、持続的に漁業生産力を高めるように活用することということで考えておきまして、養殖であれば過密養殖をしないということも当然、そういったものに該当するだろうというふうに思っております。自治事務でございますので、国の技術的助言としてお示しするということを考えているということでございます。

あと、漁業権者の責務等ということで、５番に該当しますが、いろいろありますけれども、まず、（１）で活用状況について報告をいただく、活用状況につきましては海区漁業調整委員会に都道府県知事からまた報告していただくということでございますし、都道府

県知事はそういった中で、漁場を適切に利用していないというようなことで支障があるという場合には必要な指導や勧告を行うと。その結果でもだめだというときには、制度的には漁業権を取り消すことができるということになっております。

余り時間がなさそうなので飛ばしますが、6番でございます沿岸漁場管理に移らせていただきます。沿岸漁場管理はこれまでいろいろありましたけれども、都道府県知事は海区漁場計画の中で保全沿岸漁場の考え方を位置づけいたしまして、それで、漁業協同組合等に対し、沿岸漁場管理団体として指定するというところでございますし、(2)のところにございますように、今、漁業権につきましては漁協が管理団体となっている場合には、漁業権行使規則というものでやっていただいていますけれども、それと同じように沿岸漁場管理規定というものを定めまして、都道府県知事の認可を受けてやっていただくというところでございます。この中で実際に行う活動ですとか、区域あるいは費用の見込み等を明らかにしていただくというところでございます。

さらに第6、海区漁業調整委員会の選出方法についてご説明いたします。海区漁業調整委員会につきましては、漁民委員の公選制は廃止いたしまして、都道府県知事が議会の同意を得て任命するというところでございます。委員の定数は現在、15名ということで、法律で決まっておりますけれども、地域の実情に応じて10人から20人までの範囲内において条例で変更することができるというところでございます。委員の任命に当たりましては、漁業者または漁業従事者が委員の半数以上を占めるというところでございますし、あと、漁業者、漁業従事者の漁業種類、操業区域等に著しい偏りが生じないように配慮していただくというところでございます。

さらに(5)を御覧ください。都道府県知事は、この任命をしようとする際には、漁業者、漁業者団体等から推薦を求めて委員の募集を行うというところでございますし、(6)にございますように、その募集の関係の情報を公表するというところでございますし、推薦ですとか募集の結果を尊重しなければならないという規定が定められているというところでございます。

第7で、運用上の配慮ということで、ここは多面的機能の部分でございますので、読ませていただきます。

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、会場における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとするということで、位置づけをさせていただきました。

さらに、第8のその他の三つ目のポツを御覧ください。密漁対策のための特定水産動植物、これはなまこ等を想定しておりますけれども、これの採捕を禁止すると、一旦、禁止いたしまして、当然、正当な行為は認められるんですけれども、採捕の禁止違反ですとか、密漁品だとわかっていて譲り受けをしたというか、譲り受けたという方については、

3,000万円以下の罰金だという位置づけで、密漁対策に相当のプラスの効果があるんじゃないかということで、期待しているということでございます。

あと、水産業協同組合法の改正もあるんですけども、余り時間がないようですので、皆様方には後で読んでおいていただくということでご容赦願えればというふうに思います。もしご質問等がありましたら、お受けしたいと思っております。

施行期日でございますけれども、一番最後の方になります。公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日にもし通りますれば、施行するというところで考えておりますし、あと、水産業協同組合法の一部規定につきましては、平成31年4月1日からということでご予定しておるという状況でございます。

先ほど申し上げましたように、現在、この法律案につきましては、昨日、11月28日に農林水産委員会の方では採決いただきまして、ご審議いただいているという状況でございます。一応、報告事項ということでご説明いたしましたけれども、今後、中身の運用に当たりましては、政令あるいは省令に委任されている部分、当然、資源管理に関する部分につきましては、恐らく資源管理分科会にお諮りしながら運用を決めていくということになりますので、よく疑問点があればご質問いただきたいと思いますし、今後の運用に向けていろいろ御意見があれば、承りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

とりあえず、説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

非常に膨大な改正でございますけれども、ただいまのご説明に関しまして、御意見、ご質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。東村委員。

○東村委員 東村でございます。主に漁獲割当て（IQ）に関して、コメントを2件と質問を2件させていただきたいと思ひます。

6-1の一番最初のページの漁業法の改正の（1）の中にある漁獲割当て（IQ）というところなんですけれども、そもそも、ここにIQがきているということに若干の違和感を感じます。というのは、IQというのは、資源の保存管理の側面もありますけれども、経営の改善とか、安定化とか、そういう性格が非常に強いものですので、では、どこに入れるかという難しい話ではあるんですが、必ずしも資源の保存管理のためだけに存在するものではないということを改めてコメントさせていただきます。

続きまして、もう1件のコメントですけれども、3ページと申し上げて大丈夫なんですか。私はプリントアウトして持ってきているので、それで3ページのまた同じく5、漁獲割当てによる漁獲量の管理の（5）です。これは単年度限りで譲渡というか、移転することができるということですが、慎重にということ、農林水産大臣または都道府県知事の認可を受けたときに限りという言い回しは、反対するわけではないんですが、かなりこれは迅速に行わないと、水面下で行われてしまう危険性が同時に存在すると。だから、私自身が認可を受けるのをやめたほうがいいと申し上げているのではなくて、そういう仕組み

が必要ではないかということです。また、コメントにつけ加えて、確認事項として移転に関しては、お金は動かないということで想定されているということを確認させていただきます。

次に質問となりますけれども、今と全く同じ箇所、移転することができるというのは、同じ枠内で個別割当てを持っている人同士というふうに、今のご説明で理解しましたけれども、それは例えば大臣管理の何とか漁業の中でという理解、また、知事許可だと例えば私は福井県なので、例えば福井県の中で底びき網から底びき網への移転しか認めないというぐらいの割と細かいものなのか、今現在、どうなっているかを教えていただきたいということです。

最後の質問となりますが、施行までまだかなり日程があるんだろうと期待はしておりますけれども、ただいまの5、漁獲割当てによる漁獲量の管理の(2)、農林水産大臣または都道府県知事は、漁獲実績等を考慮しての「等」が6-3の資料、452ページあるうちの12ページ、17条の3に農林水産省令というふうにありますけれども、ここでどれぐらい細かく決めるのか、また、割と柔軟なものを想定されているのか、割と一回、決めたら動かせないようなものを想定されているのか、現状、ご回答いただける範囲でよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 質問が2件と、あと、コメントがございましたけれども、では、藤田企画課長。

○企画課長 コメントをありがとうございます。

IQの運用につきましては、よくよく皆様方の意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと思っております。

移転に関して、お金は動かないのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、例えば漁業の許可でございますと、我々の方では手続はいたしますけれども、現実の問題といたしましては、漁業の許可を今、持っている方と新しい船を譲り受けるという方の関係で、どういう形で手続をとられるかというのは民間の取り決めに委ねておりますので、そういったことで同じような扱いだというふうに考えております。

あと、割当ての移転の考え方でございますけれども、5の(3)のところにありますように、毎年の年次の漁獲割当て量というのは、管理区分の割当てられた可能量と漁獲割当て割合で決まってくるので、管理区分を超えて多分、やりくりをするということになると、初めに割当てをする割合との関係が物すごく大混乱して、運用できなくなると思いますので、まさしく管理区分をどういう形で考えるかというところで、運用を検討していくということなんだろうというふうに考えております。

あと、漁獲実績等を考慮してと、確かにこの部分は一番最初に割当てをいたしますときに、今、申しあげました割当て割合を決めるときの考え方でございますので、余りころころ変えるというものではないと思っております。よくよく考えて、一番最初にどういう

要件といいますか、考え方で割当てをするかということでございますので、その点についても今後、よく検討させていただいた上で、定めていくということで想定しております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○管理課長 補足でございますけれども、今、最後の割当て割合の話というものについては、まさに基本的なところから決めてということで、ただ、くろまぐろの例を見てもわかるように、これまでも東村先生からいろいろご指摘いただいておりますけれども、例えば5年後ぐらいも見たら、来遊の偏りというのが大きく変化してくるというふうな可能性もあるわけで、そういった場合に最初に決めた割当て割合というのに固執して、毎回毎回、柔軟な対応をしなければならないというのも、また、それは問題ですので、まさに今、企画課長が申し上げたとおり、原則は守りつつも、そういう変化にどのように対応できるのかということについて、慎重に皆さんの御意見も伺いながら検討してまいりたいと思っております。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 ありがとうございます。

いろいろ、新しいこともあるので、皆さんが納得できるようなということかと思いますが、すみません、資料6-2についてご指摘したいことがあるんですけども、今でないほうがよろしければ後にいたしますが、6-2はご説明されるご予約はあるんでしょうか。

○管理課長 余り時間がないようです。

○東村委員 では、1点、指摘させていただきたいと思います。6ページの資源管理②のところにも多分、紙幅の関係もあるかと思うんですが、TAC管理の手法という中に、個別割当て方式があって、そして、日本海ベにずわい漁業の事例があるんですが、日本海ベにずわい漁業はTACがないIQだと思っておりますので、ここに入れると誤解を生じるかなと思って、コメントでございます。

以上です。ありがとうございます。

○企画課長 ありがとうございます。確かに、いわゆる先ほどから議論しているTAC法に基づく個別割当てではなくて、おっしゃるように、漁業法と水産資源保護法に基づいて定めている省令に基づきまして配分しておりますので、その点は誤解がないようにしたいと思います。ありがとうございます。

○山川分科会長 他にご質問、御意見等はございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 田中でございます。

一つ質問があるんですけども、大臣許可に関係するんですけども、この先、TACが厳しいかどうかわかりませんが、導入されてIQが設定される。そうすると枠が決められるので、他に自由度がないと厳しいということで、いろいろな船の大きさとかが少し規制を緩和する必要が出てくるということで書かれているんだと思うんですけども、一つ問題があるのは、今現在では結構、漁場が許可者ごとに異なっているという側面がありますね。古い知識になっちゃうんですけども、前、私が北海道の沖底の許可を見たときに、ある

人は漁場ABCの許可を持っている、隣の人はBCDで、残りの人はAとDだとかという物すごく複雑になっているわけですね。そうすると単純にフリーにすると、今後、逆に紛争ネタになるんじゃないかという心配もあるんですけども、そういう点については何か解決策というか、どうお考えになるのかということなんですけれども。

○山川分科会長 では、お願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課でございます。

実態を踏まえてなんですけれども、難しいご質問なんですけど、基本は今の許可、それは区域も含めた許可の制度の上にIQの話が乗ってくるということございまして、IQが乗ったからといって、これまでできなかったところからできるようになるとか、そういうことではないということです。この他に北海道の人の方がよくご存じだと思いますが、それぞれ、浜、浜で沿岸漁業との物すごく細かい取り決めがたしか北海道全体でも100本以上あったと思いますが、それは民話の話ですので依然として有効なので、その範囲でやっていくということになっていくというふうに思います。ですから、IQを入れたからといって、これまでのルールが単純に緩和されるということでは決してないということです。

○山川分科会長 東村委員。

○東村委員 今さっき藤田課長からご回答いただいたところで、何となく納得していたんですけども、許可ごと船も割当ても移すときというのは、お金が動くというのはまあまあ今でもあることかと思うんですけども、単年度限りで移転するということも、同じようなことが起こり得るというご回答と理解してよろしいのでしょうか。

○山川分科会長 藤田課長。

○企画課長 どちらかといいますと、個別割当てをして毎年の量が足りなくなる人と、残ってしまう人が出るというときの調整みたいなものを想定しておりますので、その運用の仕方についてはこれからということなんです。ですから、程度によっていろいろ実態としてどういう形でその調整をするかというのは、もうちょっと今後、煮詰めながらやっていくということになるかと思えます。ただ、そこにあらかじめ当然、お金のやりとりがあるんだみたいなことは想定しながらということは、余り我々としては考えてはおりません。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。嘉山委員。

○嘉山委員 水産業協同組合法のところの9ページの一番下のところなんですけれども、漁協の役員要件の見直しのところで、理事のうち一人以上は水産物の販売、もしくはこれに関連した事業または法人の経営能力を有する者というのは、どういう人を想定しているんですか。

○山川分科会長 藤田課長。

○企画課長 ここにございますように、多くの漁協は販売事業が主力のまさしく事業でございますので、そういう販売事業を行う漁協につきましては、一般企業でいうところの取

締役に該当する理事のうちの一人は、ちゃんと販売事業を担う理事を置いてくださいと。その際に、当然、販売事業が主力の事業でございますので、経営に関し実践的能力を有する者と書いていますけれども、例えば漁協の職員さんでずっと販売事業に従事してこられて、そのまま役員になられる、そういう方でも結構だということで位置づけをさせていただいております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。船本委員。

○船本委員 船本です。

もう一度、IQのところをご確認というか、もう一度、要望なんですけれども、漁獲割当て管理区分に配分された漁獲可能量掛ける漁獲割当て割合ということで設定されると思うんですけれども、漁獲可能量というのはABCで、かなりというか、よくわかりませんが、裏づけは説得力があるものだと思うんですけれども、それと反しているのが漁獲割当て割合だと思うんです。

今のところだと、実績等とかいうことになってはいますが、実績等というのは資源保護とは相反する面も持ち合わせているんじゃないかと思うんです。要するに船舶の大きさとか、能力と、それから、条件、エリアとか、そういう期間とかに加えて、もう一つ大きなのが船長の能力とかいうこともあって、それに資源保護努力というのをマイナス要素として加えたところで、実績として上がってくると思うんです。

つまり、何を言いたいかということ、漁獲可能量は裏づけがかなりロジックとしてもあるとは思いますが、それにわけのわからない漁獲割当て割合というのを乗じたところを出してもらったら、非常に困るところもあると思うので、そのところはいま一度、のれん代としてお金が発生することになれば、特に財産としての価値も出てくることもあり得ますし、船の能力としての割合という方が北ヨーロッパとかの状況を見てみると、そぐうんじゃないかなと思ったりもしておるので、実績に偏った配分になると、どうしても資源保護努力している船については、少ないというような状況も出てきますので、価格で勝負ということにしておりますので、もうかるとかもそういうものを追求してきましたし、そういうあたりというのを随分考慮した上で設定していただかないと、せっかくの資源保護を目的にした漁獲可能量というものをほごにするというか、そういうことにもなるかと思っておりますので、ぜひ、割合を算出する根拠を考える際には、今の6-2の問題じゃないですけれども、べにの問題についても多分、実績割合がほぼほぼだと思いますので、そこからプラスアルファというか、考えを加えていただいて、みんなの納得のいく割当て割合にさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

これにつきましては、今後の運用上においてどうしていくかという問題だと思いますが、御意見として承ったということに。

○管理課長 まさにそういう部分についての議論も、これからやっていくことになります。そういった中で、まさにこの資源管理分科会にそういった考え方についてお伺いする機会もあるかと思っておりますので、そういう中で、中身をしっかりと議論していただければというふうに思っております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。長元委員。

○長元委員 長元です。

私は養殖の立場からお願いしたいと思っております。今度の水産改革につきましても、本当に賛否両論がありました。我々の業界でも何回も何回も協議を重ね、そしてまた、水産庁あたりからも各県に行って今後の改革、養殖に対する説明ですかね、それをしていただきました。いろいろと納得した部分もあるんですけども、一番問題というのは、漁業権の優先順位の問題ということで、我々業界にとっても、これから優先順位の廃止によって企業が参入してくるんじゃないかということで、大変、一番懸念しております。そうした中で、今、我々が懸念しているのは生産量がどんどんふえて、これがまた、国内に流れて大暴落を起こすんじゃないかという懸念もございます。

そうした中で、我々は先ほど申しますように、養殖業界の団体でも本当に協議いたしまして、もちろん、今の水産庁では生産量のガイドラインを決めていただいております。これについては多分、平成26年だったと思うんですけども、生産量のガイドライン、ぶり類というのが14万トンということで、それを守れというんじゃないんですけども、これを守って要するに価格の暴落を防ごうということで、養殖業界としてもそれを周知して、今、ちゃんと守っているというか、それである程度の相場がとれてきております。ですから、これがまた、企業が参入することによって生産量がふえて、価格が暴落するんじゃないかという懸念もございますけれども、我々も何回も説明して、今回の改革につきましても、もちろん、今、我々にあります積立ぷらす、あるいはセーフティネットに進めて、これを充実してほしいということで要望もしております。

今、国会の方で審議されておりますけれども、我々にとっても今、浜というのは本当に養殖業者というのは小さい家族経営体の養殖業者が大変多いということで、この家族経営体が生活できるような、そういう改革になっていなければいけないということでもあります。ですから、特に鹿児島県は本当に個人経営体が多くて、この人たちが恐らくどんどん淘汰されてくると、養殖業は成長化産業と言われておりますけれども、今、言われております地方創生の中で、いられなくなったら地方創生どころじゃなくて、今はどんどん田舎でも人口が減っているし、そしてまた、若い人も減ってくる、後継者もない中で、何とか頑張っていけるような、そういう改革であってほしいということで終わりますので、どうかひとつ、そこら辺のところを含めてよろしくお願いしたいと思います。

○山川分科会長 では、お願いいたします。

○栽培養殖課長 栽培養殖課長でございます。

今、長元委員から御発言があったことに対して、水産庁の考え方を話させていただきます。

す。今回の水産政策の改革におきましては、国が国内外の需要を見据えて戦略的な養殖品目を設定した上で、生産から販売、輸出に至る総合戦略を立て、養殖業の振興に本格的に取り組むということです。その中で、養殖振興の特に魚類養殖業ですが、隘路になっている技術的な問題、例えば優良種苗であるとか、低コスト飼料等の技術開発についても鋭意進めていくということをございますし、漁場の有効活用につきましても、積極的に取り組むということにしております。

先ほどもありましたとおり、栽培養殖課の方でも魚類養殖の盛んな県には、6月、7月からお伺いしましてお話を聞きました。その中で、養殖業者の方々が国内市場の需給バランスが崩れるということを懸念しているということは承知しております。今回の水産政策の改革の中で、先ほども申しましたように国が総合戦略を立てます。その中で、国内向けに需要に見合った生産を行いつつ、片方で輸出向けについては海外市場の開拓等を積極的に行いまして、その需要に見合った生産体制というのをしっかりつくっていききたいということをございますので、先ほどご指摘のあったような事態は、極力、生じないようにやっていきたいというふうに考えております。

それでも、想定外のことというのが起きた場合に備えて、現在経営安定対策として、共済と積ぶらの仕組みを活用した支援、それから、先ほどもございましたような養殖用配合飼料の価格高騰対策も実施しているところでございますが、今回の改革では、積立ぶらすが法制化するという方向性がございますので、養殖業の経営の安定にさらに貢献できるような方向で見直すということを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。大森委員。

○大森委員 今、長元委員からお話もありましたので、明日の企画部会では、それに関連する既存の漁場に係る適切かつ有効部分のもう少し丁寧な説明、それから、新規漁場の設定について、紛争の防止、そういった部分がしっかりとうたわれているというようなことを重点的に説明していただきたいと思っております。そして、黒萩課長から養殖の戦略を国が立てていくということですが、その部分で最後に不測の事態が起きたときに経営対策というお話がございました。ここは、不測の事態が起きない国のチェック機能、何としてもここをしっかりと働かせていただくということをお願いする次第です。

○山川分科会長 では、明日、よろしくお願いたしますということで、他に。柳内委員。

○柳内委員 柳内でございます。

漁獲割当て（IQ）導入に関しまして、どういった具体的な導入になっていくかについて漁業者は不安に、少なくともまき網漁業者としては不安に思っております。まき網の場合、広域に回遊する魚種をとっている漁法なわけなんですけれども、そういった中で、来遊範囲が広域にもかかわらず、一部分の海区だけ先行してIQが導入されるとかという可能性も懸念といたしますか、心配を感じております。そうすると、漁業者間で感情も手伝ってもめやすいという可能性もあるんじゃないかなと思っておりますので、管理区分の選定に際しては、より業界なり、漁業者の実情を踏まえた上で、慎重かつ適切にお願いしたいなと思っております。

それと、昨今、水温等の気候変動の振れ幅も大きくなっていると感じておりまして、我々複数魚種の浮き魚をとっているまき網ですと、魚種の交代が思った以上のスピードで起こったり、来遊ルートが大きく変化したりということも考えられると思っています。そういう際に漁獲割当ての移転を、具体的な手続は今後どうなるか、まだ、わからないところではございますが、余り仰々しいといいますか、手続が複雑、かつ時間がかかるような移転手続ではなく、迅速かつ柔軟に対応できるような移転手続の運用になるよう、移転という作業が、余りハードルが上がらないような運用にぜひしていただきたいなというお願いでございます。

それとあと、先ほど中課長からも御発言いただきましたけれども、今後も新たな政策改革の運用について企画部会のみならず、資源管理分科会でも意見交換の場を継続的に設けていただきたいなという最後のお願いです。

以上です。

○山川分科会長 御意見として承ったということによろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。田中委員。

○田中委員 田中でございます。

簡単な質問があるんですけども、今、出てきたIQなんですけれども、漁獲割当て割合というのは、今の段階では漁業権とか許可の制限、法的な性格としては制限とか条件とか、そういう性格と理解してよろしいでしょうか。権利なのか、つまり、設定者というのがありますよね。設定者は多分、漁業権を持っている人とか、漁業協同組合とか、許可を受けている人が多分、それに該当すると思うんですけども、この場合の漁獲割当て割合というのは、制限みたいなものなのか、権利なのかで大分違うと思うんですけども、私は権利ではなくて。

○山川分科会長 藤田企画課長、よろしく申し上げます。

○企画課長 権利と言えるほどのものかというのはありますけれども、漁獲割当てをする、要するに個別割当てをするということは、逆に言うと、個別割当てを持っていない人はとれないという規定になっていますので、そういった意味では、正確かどうかわかりませんが、漁業許可には若干近いような位置づけがあるんだろうと思います。

○田中委員 わかりました。ということは、将来的にはこれが前にきているということは、後ろはなくなるかもしれないということでしょうか。

○企画課長 許可の件ですか。法律上は、漁獲割当ての制度と漁業許可の制度は並列する形になっております、概念的には。ですから、今、田中委員がおっしゃったように、個別割当てが本当に究極の形として行き渡ってしまえば、漁船の隻数そのものも個別割当てによって制限されているということで、許可そのものは存在しないということが想定されるという、そういう構成になっています。そこまで直ちにいくかどうかというのは、全然、別の問題ですけども、法制的にはおっしゃるとおり、そういう構成になっております。

○田中委員 わかりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。山内委員。

○山内委員 ありがとうございます。

国際環境NGOの立場から今回の議論を拝見しておりまして、コメントを二つ、あと、質問を二つさせていただきたいと思っております。

コメントといたしまして、一つ目は今回の資源管理の基本方針の大きな転換というのは、我々も国際的に求めている、そういった資源管理のあり方に近いものになったというふうに非常に、これは評価して受けとめております。特に目標管理基準値でありますとか、実際、アウトプットコントロールを入れた、より明瞭で、かつモニタリングが可能な方法になっていくということは持続可能な水産業を目指す上では、非常に重要なことだというふうに思っております。

2点目は、7番目にありました運用上の配慮というところなのですが、この点も実際に国際的に持続可能な水産業を検討する上では、非常に大事なところになっております。といいますのは、資源へのアクセスであったりですとか、資源から得られる利益をどういうふうに、そこへの依存度が高い地域社会にしっかり落としていくのかというところは、資源の持続可能な利用を目指すとともに、非常に大きな国際的な課題になっております。そういった意味では、先ほど他の委員からもありましたけれども、漁獲割当て割合の中にどういうふうに、そういった配慮というのを実際に入れ込んでいくのかですとか、漁場利用の仕方であったり、または漁獲割当て割合が移譲されるときに、どういうふうにそれがしっかり地域に適切な割合は必ず残るようにしていくのかとか、そういった部分をまだまだ落とし込んでいく必要があるのではないのかなと思っております。

そういった背景もありまして、2点ほど質問がございます。1点目は先ほども長元委員からありました、今回、優先順位の廃止がされております。そのかわりに、書かれておりますところが6ページにあったかと思うのですが、①と②ということで、こういうところに漁業権を免許しますよということが明記されてはいるんですが、これは以前と比べて漁業法が本来、担保すべき誰に漁場を利用してもらって、どういうふうに利用してもらうのかというところがわかりにくくなってしまったなという印象を持っております。そういった意味では、特に②番のところは、より客観的に知事であったり、大臣であったり誰が判断しても同じように判断ができるという形で、より明確で、より客観的に結果を出せるような形にガイドラインなり、何かを策定していくということは御検討されているのかということが一つ目の質問になります。

二つ目は、保全沿岸漁場の部分になるのですが、この点は非常に我々も大切な部分だと思っております。生息域を含めて資源の回復を図るときの資源そのものだけではなくて、そういった周辺の生産環境の整備であったり、改善は必要かと思うのですが、この部分もどういうふうに実際に変えていきたいのか、どう保全していきたいのかということがわかりにくいというふうに思っておりますので、この部分も今まで以上に資源管理同様、最新の科学的な知見であったりですとか、環境アセスを何か行って、そういったものをベ

ースラインとして保全の成果であったり、そういったものを検証するという仕組みにされていくおつもりはあるのかということをお二点、質問させていただきたく思います。

○山川分科会長 誰に免許するのかということと保全沿岸漁場について、よろしく申し上げます。

○企画課長 ありがとうございます。

まず、一つ目の既存の漁業者がいない場合の話ですよね。そこは考え方といたしましては、都道府県知事がまさしく地域の実情に応じて判断して、免許するというところでございます。あと、地域の海域の実情ですとか、あと、まさしく免許しようとする漁業の種類によりまして、当然、その考え方は違ってくると思います。そこは余り国の方でしゃくし定規な決まり事と申しますか、そういうのをやると、まさしく法律でつくった意味が、せっかく、そういう優先順位を見直して地域の実情に応じて免許できるという形にしようとした意味がなくなるので、その点は柔軟性というものを確保する必要があるだろうと思っております。一方で、各都道府県知事の免許する際の運用が判断の恣意的なというか、そういうところがぶれると確かに制度的には混乱いたしますので、その点は気をつけて、場合によってはガイドラインを示すということも考えていきたいと思っております。

もう一つの保全沿岸漁場の話でございますけれども、これは将来的には委員がおっしゃるように、いろんな科学的な位置づけというものを踏まえて、改善していくということはあるんだろうと思っておりますけれども、今現在はまさしく漁協さんがいろいろな保全にかかわる取り組みをされているというものを、ちゃんと制度的な位置づけをしてやっていこうということでございますので、いきなり、あれもこれもやってくださいというよりは、現在、まさしくやられていることをちゃんと制度に位置づけをして、それで、その後、取り組みの状況はちゃんと報告していただくということになっておりますので、そういった中で、海区調整委員会にも報告していただきますので、その中で、必要に応じて改善できるところは改善していくということで、徐々にレベルアップしていくという、そういう性格のものだろうと思っております。

○山川分科会長 山内委員、よろしいでしょうか。

○山内委員 ありがとうございます。一方で、余り明瞭でないものであると、先ほどもありましたけれども、無用な紛争が起きたりするというところもあるかと思っておりますので、最低限のそういったミニマムなスタンダードみたいなものは、設けていただいた方がいいのではないかと考えております。ありがとうございました。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特になければ次の事項に移りたいと思っております。指定漁業の許可及び起業の認可の状況について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

○企画課長 企画課長の藤田でございます。引き続き、私の方からご説明を申し上げます。資料7を御覧いただけますでしょうか。手短にご説明を申し上げます。

本報告は、漁業法の第64条の規定に基づきまして、農林水産大臣は毎年、少なくとも1

回、水産政策審議会に対し、指定漁業の許可及び認可の状況を報告するものとするという、この規定に基づくものでございます。今、1ページをおめくりいただきまして表が出てきますが、沖合底びき網漁業等の指定漁業11種類につきまして、許可の有効期間と、あと、ことし10月1日時点の許認可の隻数、あるいは昨年も報告いたしておりますけれども、昨年の許認可の隻数をお示ししてございます。

そうしますと、11種類の指定漁業の合計の許認可隻数は、昨年の1,344隻から16隻減少してございます。減少の理由といたしましては、沖合底びき網漁業ですとか、遠洋かつお・まぐろ漁業、近海かつお・まぐろ漁業等で自主廃業ですとか、起業の認可の失効がございまして、隻数が減っているということでございます。

次に、資料の最後の5ページを御覧ください。指定漁業の漁獲量をお示ししてございます。平成29年の漁獲量の概算値は合計で152万4,000トンということで、前年と比較いたしまして8万トン強増加しております。漁業種類別で見ますと、沖合底びき網漁業ですけれども、ほっけ、あるいは北太平洋さんま漁業でさんまの漁獲量が減少する一方で、大中型まき網漁業でまいわしの漁獲量が増加いたしまして、今、申し上げましたような漁獲量になったという状況でございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ご質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。大森委員。

○大森委員 中身の話ではないんですけれども、この報告というのは、今後、この制度が改正された後も、この審議会において報告されるということになるんでしょうか。

○山川分科会長 藤田企画課長。

○企画課長 実は、先ほど説明を申し上げました法律案の中には、この規定は設けられてございません。運用上、これは報告が必要であればできるということでございますので、法律上は位置づけをしておりますけれども、今後も恐らく今後指定漁業というかどうかというのはありますけれども、大臣許可漁業の状況というのは、TAC、IQの関連ですとか、漁業の振興というものを考えていく際に必要となりますので、何らかの形でお示しするというものをしていった方がいいのではないかとこのように考えております。

○大森委員 ありがとうございます。

基本方針は審議会で定めろということで、その状況が報告されないというようなことにならないように、御検討いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

では、特になければ次の事項に移りたいと思ひます。漁業構造改革総合対策事業の進捗状況について、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長でございます。資料8をよろしくお願ひいたします。

この漁業構造改革総合対策事業、いわゆるもうかる漁業でございますが、従来から進捗状況についてご報告してきているところでございます。今般、大中型まき網漁業について

2件のプロジェクトが終了しまして本許可に移行するので、その状況を報告いたします。

1 ページ目でございます。これまでと同じ資料でございますが、大中型まき網漁業の合理化として網船を大型化する一方で、船団の隻数を縮小するという一方で、適切に資源管理を行いながらコストを削減して経営の安定を図るという取り組みを行ってきているというところでございます。

2 ページ目をお願いいたします。この構造改革に際しまして、網船のトン数規制を超える取り組みとなることから、下にあります許可に関する取り扱い方針に従いまして、漁獲能力について実証しながら本許可を進めているということでございます。

3 ページ目をお願いいたします。一つ目、第十一不動丸の状況でございます。北部太平洋海区においてさば・いわし操業を行っておりますが、上の表のとおり、網船を300トンということで船団を3隻から2隻体制に転換を行っているということでございます。下の表でございますが、漁獲量を同様の操業形態の他船団と比較してございますが、実証開始前と実証開始後の漁獲量は他船団と比較して、94、94ということで変わらないので、資源管理上は問題ないと認められるということでございます。

次のページ、4 ページをお願いします。次は第八源福丸の船団の状況でございます。これは九州・東シナ海を初め、日本海、太平洋といろんな海域で併用して操業を行っております。上の表のとおり、199トン型の網船を導入して船団を5隻から4隻に転換を図っているということでございます。下の表は先ほどと同様、同様の操業形態の他船団と比較したものでございまして、80、80ということでございます。実証開始前と実証開始後の漁獲量は変わらないということで、資源管理上は問題ないと認められるということでございます。

以上、2船団は先ほど説明した2ページの許可の取り扱い方針に照らして問題ないものと認められることから、試験操業終了後、本許可を行っていくということといたしております。以前から同様にご説明しておりまして、この構造改革の取り組みは今後ともこういう形で透明ある形で進めて、沿岸漁業にも十分配慮しながら実施していきたいというふうに考えてございます。

5 ページ以降は、これまでのもうかるの実施状況、それから、8 ページは頑張る漁業の震災復興の方の実施状況でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ご質問等がありましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

特になければ次の事項に移りたいと思います。太平洋くろまぐろの資源管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料9をお願いいたします。

太平洋くろまぐろの資源管理についてということで、これまでもお配りしている資料で、今回、新しくなったところにつきましてご説明したいと思っております。30ページをお開き願

ます。

30ページと31ページが今回、新たに加えたものでございますけれども、第4管理期間の漁獲の状況でございます。最新の集計として11月13日時点のものをまとめてございます。まず、30ページの30キロ未満の小型魚でございますが、頭の部分に知事管理漁業（沿岸漁業）についてまとめた数字がございまして、漁獲上限1,528.7トンに対して、現状は289.3トンということで、漁獲枠の消化状況は18.9%となっております。

また、31ページは30キロ以上の大型魚になってございますが、こちらにつきましても知事管理漁業（沿岸）につきましても、漁獲上限1,125.2トンに対して280.5トンと、大型魚については今漁期から管理を始めたわけでございますけれども、消化状況については24.9%となっております。

第4管理期間から都道府県別の管理が進められてございますけれども、今、ご説明したように、漁獲条件の範囲内でしっかりと管理ができていくという状況になってございます。

以上、ご報告いたしました。

○山川分科会長 これはページが16ページになるんですかね。数字では30と書いてあるところですけども、ただいまのご説明に関しまして、御意見等がございましたらよろしくお願いたします。

では、特になければ次の事項に移りたいと思います。海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」第3の2の(2)に基づく小型魚から大型魚への振替について、事務局から説明をよろしくお願いたします。

○資源管理推進室長 資料10をお願いいたします。最初にお示ししてございますのは、前回の資源管理分科会でご報告させていただきました小型魚から大型魚への振替に対する公表の結果でございます。この時点では、次の次のページのとおり、岩手県、石川県、福井県、京都府につきまして協議が整ったということで、第4管理期間の漁獲可能量の振替をし、また、公表したところでございます。今回、ご報告させていただきますのは、10月22日付で行った公表でございまして、先般の第90回の資源管理分科会には手続の関係上、間に合わなかった青森県についても、10月22日付で小型魚から大型魚への振替に係る公表を行ったということをご報告させていただきます。内容につきましては2ページ後の新旧対照表を御覧いただければと思いますが、小型魚から大型魚への変更1トンの振替を行ってございます。

説明の方は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に関しまして、ご質問等がありましたらよろしくお願いたします。よろしいでしょうか。

では、特になければ、これで報告事項は全て終了ということでございますけれども、その他に御発言はございませんでしょうか。

ないようであれば、次回会合の日程につきまして事務局からご案内をよろしくお願い

たします。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございますが、既に事務局から日程を調整させていただいておりますが、12月中旬を目途に開催をお願いしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○山川分科会長 以上で、本日、予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。本日は長時間にわたり、ご議論いただきましてまことにありがとうございました。

これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。